

## 調査要領

### 1. 記入要領

#### ■全般

- 特殊な状況がある場合など、様式及び本調査要領に従って記入することが困難な場合は、必ず、事務連絡に記載の問合せ先に対応方法を確認してください。
- 列の追加、セルの結合・解除、書式の変更、コメントやオブジェクトの挿入等を行わないでください。(集計作業に重大な支障をきたすおそれがあるため、場合によっては再提出が必要となる場合があります。)
- 「点検の実施状況」については「幼稚園」「幼保連携型認定こども園」「小学校」「中学校」「義務教育学校」「高等学校」「中等教育学校」「特別支援学校」の8つのシート、「一元的な管理の状況」については1つのシート、合計で9つのシートがあります。記入漏れの有無を確認できるように、9つ全てのシートに記入してください。

#### ■都道府県名（全シート共通）

- 都道府県名を記入してください。

#### ■市区町村名（全シート共通）

- 都道府県教育委員会の場合、空欄としてください。
- 市区町村教育委員会の場合、市区町村名を記入してください。
- 一部事務組合等の場合、組合等の名称を記入してください。

#### ■点検の状況（「幼稚園」～「特別支援学校」のシート）

- それぞれのシートに各項目（A-①、A-②、・・・、C-④）に該当する学校数を記入してください。
- 該当する学校がない場合、空欄とせず「0」を記入してください。
- 平成28年10月1日時点で、廃校や休校であるなど、学校の用途に供されていないものについては、調査の対象から除外してください。
- 小中一貫校の場合は、当該学校に含まれる学校種の数それぞれに計上してください。(例えば、施設一体型や施設隣接型で小学校1校・中学校1校により構成される場合、小学校1校・中学校1校として、施設分離型の小中一貫校で小学校3校・中学校1校により構成される場合、小学校3校・中学校1校として計上してください。)
- 「【A】建築基準法第12条第1項の定期調査の対象となる学校」は、以下のとおりです。
  - (1) 都道府県教育委員会の場合
    - ・該当する学校はありません
  - (2) 市区町村教育委員会の場合
    - ①建築主事（建築基準法第97条の2第1項の規定により置くものを除く。以下同じ。）を

置く市町村である場合

- ・該当する学校はありません

②特別区である場合

- ・延べ面積が 10,000 m<sup>2</sup>を超える学校であって、都の規則（東京都建築基準施行細則）により建築基準法第 12 条第 1 項の定期調査の対象として定める建築物に該当するもの

③建築主事を置かない市町村（建築基準法第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村を含む。）である場合

- ・都道府県の規則（「〇〇県建築基準施行細則」等）により建築基準法第 12 条第 1 項の定期調査の対象として定める建築物に該当する学校

（学校全てを対象とする場合、学校種の一部を対象とする場合、階数・面積等の規模が一定以上のものを対象とする場合、一切対象としない場合など、都道府県ごとに規則の内容が異なります。個別の学校が建築基準法第 12 条第 1 項の対象となるか否か等の判断について不明な点がある場合は、各都道府県の建築行政部局にご確認ください。）

○「【B】建築基準法第 12 条第 2 項の定期点検の対象となる学校」は、以下のとおりです。

（1）都道府県教育委員会の場合

- ・全ての学校

（2）市区町村教育委員会の場合

①建築主事を置く市町村である場合

- ・全ての学校

②特別区である場合

- ・【A】に該当する学校以外の全ての学校

③建築主事を置かない市町村である場合

- ・該当する学校はありません

○「【C】A及びB以外の学校」は、上記以外の全ての学校です。

※具体の数値を記入する箇所の整理

都道府県：K列～N列

建築主事を置く市町村：K列～N列

特別区：F列～I列、K列～N列

建築主事を置かない市町村：

都道府県の規則で全ての学校が指定されている場合：F列～I列

都道府県の規則で一部の学校が指定されている場合：F列～I列、P列～S列

都道府県の規則で一切学校が指定されていない場合：P列～S列

※記入状況の確認

自動計算によりD列に表示された数字が、所管する学校数の合計と一致することを確認してください。

○各学校の点検の実施状況は、以下により判断してください。

【A】建築基準法第12条第1項の定期調査の対象となる学校の場合

【A-①】以下のいずれかに該当する場合、定期調査を実施していると判断してください。

- ・平成28年10月1日より過去直近の報告時期（特定行政庁が定める報告時期。以下同じ。）に定期調査の結果を報告している。
- ・平成28年10月1日以前に定期調査を実施し、平成28年10月1日を含む報告時期に当該調査の結果を報告する予定としている。

【A-②】以下に該当する場合、今後確実に定期調査の実施が見込まれると判断してください。

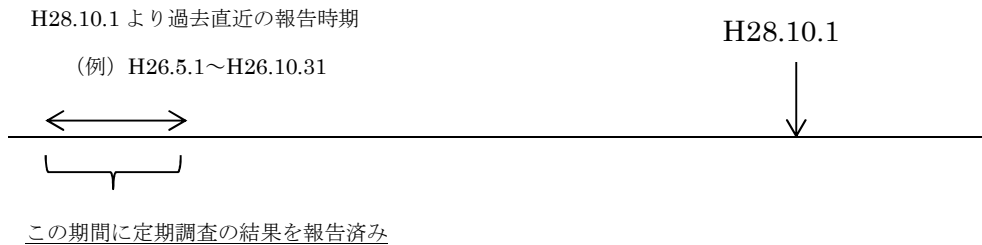
- ・平成28年10月1日以降直近の報告時期に、定期調査を実施し、その結果を報告する具体的な見込み（人員等の体制や予算の確保ができているなど。以下同じ。）がある。

【A-③】以下に該当する場合、定期調査を実施する必要がなかったと判断してください。

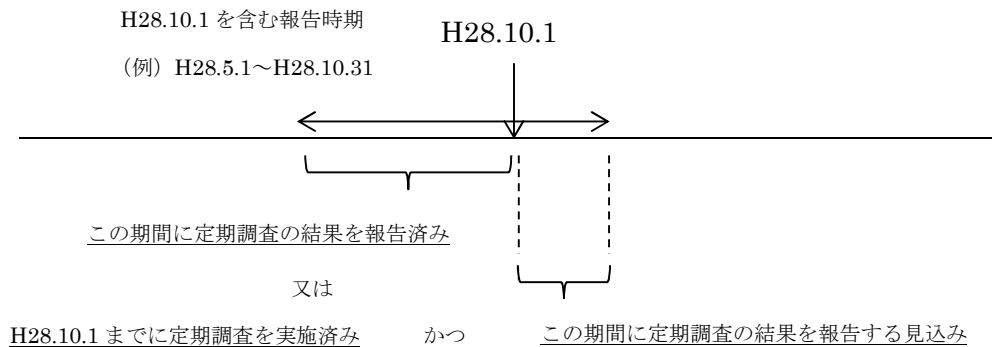
- ・【A-①】及び【A-②】に該当せず、平成28年10月1日より過去直近の報告時期の前の報告時期以降に新築又は改築により検査済証の交付を受けている。

【A-①】「定期調査を実施している」と判断される例

- ・報告時期が平成28年10月1日を含まない場合

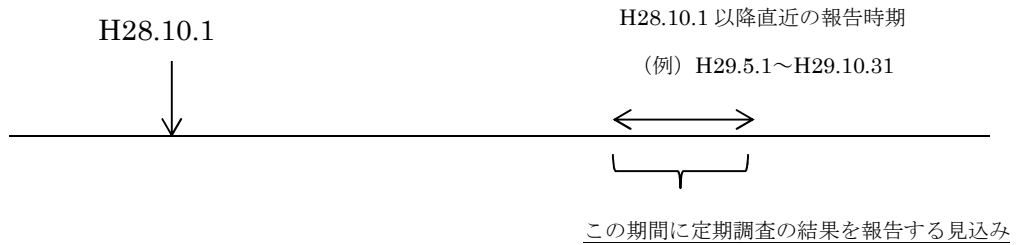


- ・報告時期が平成28年10月1日を含む場合

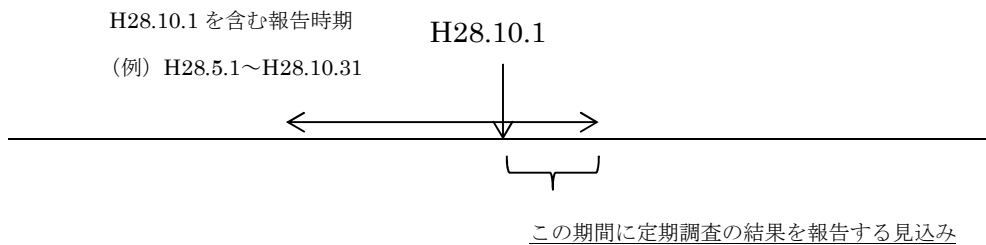


**【A-②】「今後確実に定期調査の実施が見込まれる」と判断される例**

- ・報告時期が平成 28 年 10 月 1 日を含まない場合



- ・報告時期が平成 28 年 10 月 1 日を含む場合

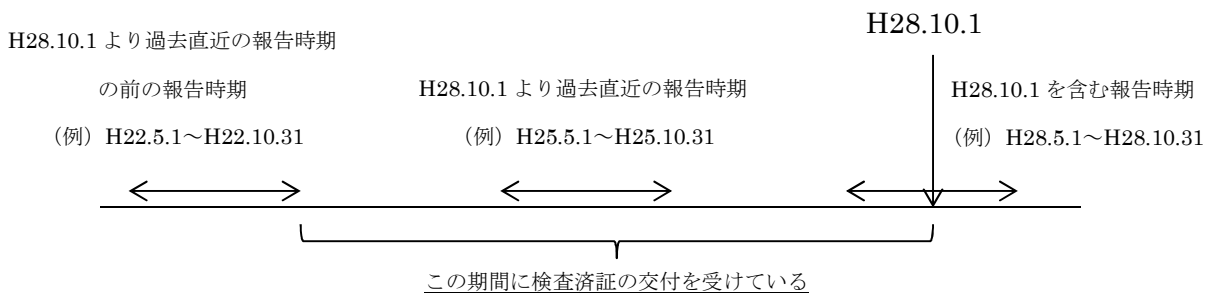


**【A-③】「定期調査を実施する必要がなかった」と判断される例**

- ・報告時期が平成 28 年 10 月 1 日を含まない場合



- ・報告時期が平成 28 年 10 月 1 日を含む場合



【B】建築基準法第12条第2項の定期点検の対象となる学校の場合

【B-①】以下に該当する場合、定期点検を実施していると判断してください。

- ・平成25年10月1日から平成28年9月30日までの間に定期点検を実施している。

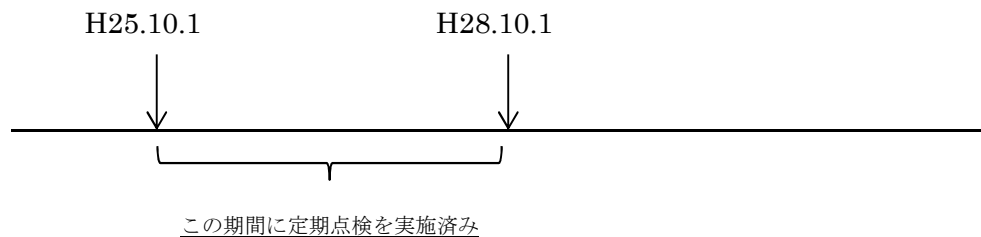
【B-②】以下に該当する場合、今後確実に定期点検の実施が見込まれると判断してください。

- ・平成28年10月1日から平成31年9月30日までの間に定期点検を実施する具体的な見込みがある。

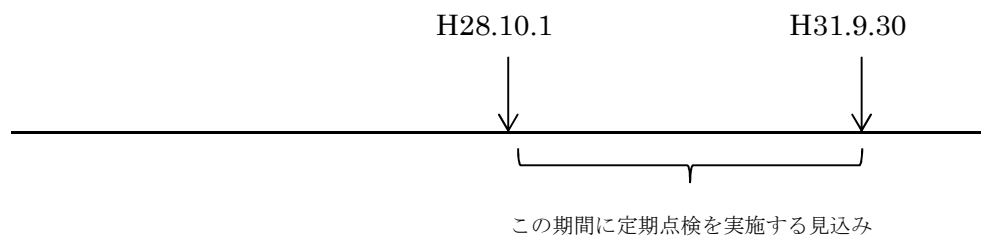
【B-③】以下に該当する場合、定期点検を実施する必要がなかったと判断してください。

- ・【B-①】及び【B-②】に該当せず、平成22年10月1日から平成28年9月30日までの間に新築又は改築により検査済証の交付を受けている。

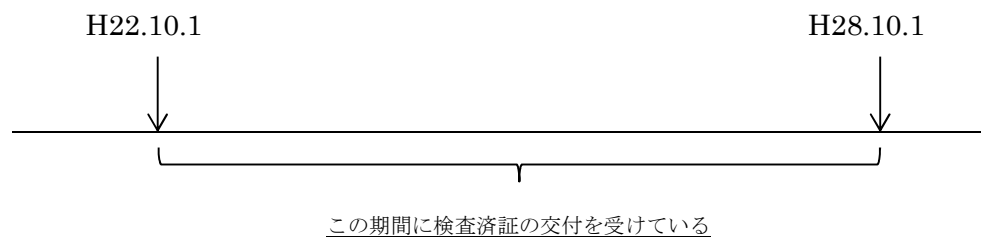
【B-①】「定期点検を実施している」と判断される例



【B-②】「今後確実に定期点検の実施が見込まれる」と判断される例



【B-③】「定期点検を実施する必要がなかった」と判断される例



【C】 A及びB以外の学校の場合

【C-①】 以下に該当する場合、専門的な点検（平成 20 年国土交通省告示第 282 号を参考として実施する有資格者による専門的な点検のことを言う。以下同じ。）を実施していると判断してください。

- ・平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に専門的な点検を実施している。

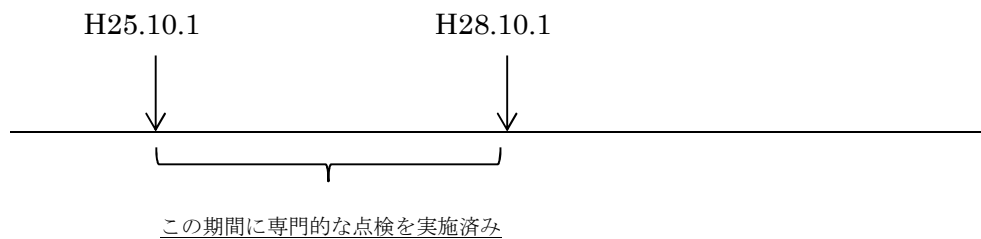
【C-②】 以下に該当する場合、今後確実に専門的な点検の実施が見込まれると判断してください。

- ・平成 28 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に専門的な点検を実施する具体的な見込みがある。

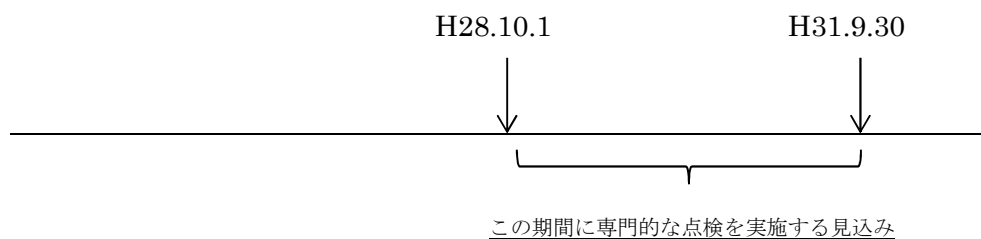
【C-③】 以下に該当する場合、専門的な点検を実施する必要がなかったと判断してください。

- ・【C-①】 及び【C-②】 に該当せず、平成 22 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間に新築又は改築により検査済証の交付を受けている。

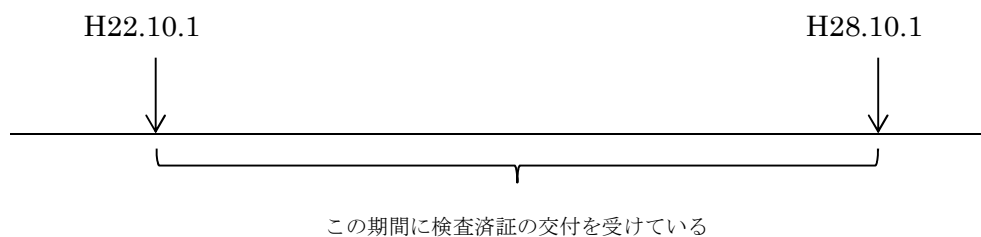
【C-①】「専門的な点検を実施している」と判断される例



【C-②】「今後確実に専門的な点検の実施が見込まれる」と判断される例



【C-③】「専門的な点検を実施する必要がなかった」と判断される例



■一元的な管理の状況（「一元管理」のシート）

○以下のいずれかに該当する場合、一元的な管理を実施していると判断してください。

- ・所管する学校のおおむね全てについて定期点検の結果等を集約し、その情報を一覧形式で比較・参照ができるなど、修繕の優先順位付け等に活用可能な形式で管理されていること。
- ・所管する学校の数が少ないなど、特別な管理を行わなくとも、修繕の優先順位付け等の判断が容易であること。

○一元的な管理について、教育委員会又は首長部局を含む地方公共団体全体において、何らかの先進的な取組を実施している場合は、その具体的な内容について記述してください。

（今後、一元的な管理の導入を検討する他の教育委員会に対して、参考として先進的な事例を示すことができるよう、文部科学省として情報を収集することを目的とした設問であり、回答は任意です。回答いただいた教育委員会に対しては、個別に詳細を伺うことがあります。）

2. 公表

○調査様式中、「点検の状況」及び「一元管理の状況（先進的な取組を除く。）」について、都道府県ごとに集計した数値を公表する予定としています。